

## 佐野市最低制限価格制度実施要綱

平成25年3月29日

告示第77号

(趣旨)

**第1条** この告示は、最低制限価格制度（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする制度をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

**第2条** 最低制限価格制度の対象となる入札（以下「対象入札」という。）は、佐野市低入札価格調査制度実施要綱（平成22年佐野市告示第62号）の適用を受ける入札以外の建設工事及び製造の請負並びに業務委託（建設工事のための調査、測量、設計等の業務を除く。以下同じ。）に係る入札とする。

(最低制限価格の設定)

**第3条** 建設工事の請負の最低制限価格は、次に掲げる額を合計した額（その額に1万円未満（農林水産省の積算基準により算定した場合には、1,000円未満）の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額（その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは予定価格に10分の9.2を乗じて得た額、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは予定価格に10分の7.5を乗じて得た額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7(建築工事又は設備工事にあつては、10分の9)を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 建設工事の性質上前項の規定による算定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、最低制限価格は、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内において市長が定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。
- 3 製造の請負及び業務委託の最低制限価格は、予定価格に10分の7.5を乗じて

得た額とする。

(入札参加者への周知)

**第4条** 市長は、対象入札に付そうとするときは、一般競争入札にあつては佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第77条第1項の規定による公告に、指名競争入札にあつては同規則第88条第2項の規定による通知にその旨を記載するものとする。

(最低制限価格に満たない価格の入札が行われた場合の措置)

**第5条** 市長は、対象入札の開札において当該入札に係る最低の価格が最低制限価格に満たないときは、当該最低の価格をもって入札をした者を失格とする。

2 前項に規定する場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、その者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(その他)

**第6条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成25年7月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則**

この告示は、令和4年5月1日から施行する。